

令和6年8月
警 察 庁

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和6年6月28日から同年7月27日までの間、「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集を行った結果、52件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行令の一部を改正する政令」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第272号）

2 命令等の案を公示した日

令和6年6月28日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 52件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	47件
電子メール	1件
郵 送	4件

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」関係

自転車の酒気帯び運転及び自転車の運転中における携帯電話使用等を自転車運転者講習の受講命令に係る危険行為に加えることについては、

- 自転車であっても、酒気帯び運転や携帯電話で通話しながら運転することは非常に危険であることから、賛成である

といった御意見があった一方、

- 運転免許を取得する必要のない自転車の規制を強化することには反対である

といった御意見がありました。

今回の改正は、交通事故実態等から、自転車の酒気帯び運転及び自転車の運転中における携帯電話使用等が、悪質性・危険性の極めて高い行為であると認められることに鑑み、これらの行為を自転車運転者講習の受講命令に係る危険行為に追加するものであり、原案のとおりとさせていただきます。

2 その他

政令案に対する直接の御意見ではありませんが、

- 自転車の酒気帯び運転や自転車の運転中における携帯電話使用等について、禁止される行為等の国民への周知に関する御意見

○ 自転車や電動モビリティに対する指導取締りに関する御意見等がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。